



# ☆ 羅針盤 No.127

発行: サイクラーズ株式会社 (旧名 東港金属グループ)  
編集: 東港金属株式会社  
東京都大田区京浜島2-20-4  
電話 03-3790-1751  
URL <https://www.tokometal.co.jp/> (見学受付)  
電話03-3790-1751 又は 各営業担当

※10月(神無月)です。コロナ禍の中、go to トラベルに東京も加わって景気高揚を図りたい国の指針ですが、東京都のコロナ感染者数は一喜一憂が続いている状況です。神様、仏様あらゆるものにすがってでも、何とかこの危機を脱出したいこの時期に(神無月)を迎えました。全国の神様が全員、出雲に出かけられては心細い限りですが、一人一人が周りへの気遣いを持つことで、湿度が下がらずインフルエンザも増えるというこの秋冬を乗り越えられるように努力致します。来年は、コロナ終息の有無に関わらず、東京オリンピックが開催されるというニュースも流れています。今も来年7月の開催日を信じ、日々努力しておられるアスリートのため、それにも増して一番大切なこと、コロナ感染が始まって以来、気を抜くことが出来ずに頑張りを続けて下さっておられる医療関係者とそのご家族の為に、自分は大丈夫との油断を捨てて「マスク・手洗い、三密を避ける」ことを心がけて行動しましょう。独りひとりの努力が一番の力になると信じましょう。



\* 東港金属グループは非鉄・スクラップの買取り、産業廃棄物処理を“いつでも”お受け致します。身近なリサイクルパートナーとしてお気軽にご相談ください。

## ☆ 羅針盤 鉄・非鉄スクラップ・市況からの10月予測

営業部 Y の考察



鉄スクラップ

考察) 9月は指標となる東京製鉄宇都宮工場の特級価格は26,000円でスタートし、前半は好調でしたが終盤にベトナムや韓国への輸出価格の下げにより最終的には26,000円で終わりました。10月に関しては下がると予想しています。



銅

考察) 9月はLME6,730ドル台/トン、国内銅建値750,000円/トンで始まりました。中国の経済回復により9月4日には2018年6月以来の高値を付け、LME6,800ドル台/トンを付けましたが、最終的にはLME6,580ドル台/トン、国内銅建値740,000円/トンでした。10月は横ばいになるでしょう。



アルミ

考察) 9月のアルミは、LME1,810ドル台/トンでスタートし、最終的には1,760ドル台/トン迄下がりました。10月に関しては、自動車生産の回復や品不足から、メーカーの買い意欲が高まり、上がると思われます。



プラスチック (産業廃棄物)

考察) 9月の産廃に関しては、オフィスビル等での在宅勤務が増えている為、相変わらず発生量は低調です。その反面、事務所の縮小が増えているのでしばらくは移転による廃棄は増えると思われます。移転廃棄に伴い発生する段ボール詰め廃棄物は要注意です。100円ライター・バッテリー・電池・スプレー缶等発火性のある廃棄物の混入が増えると思われます。今後は、分別が出来ていない廃棄物は行き場がなくなるでしょう。

9月予測の自己評価

鉄スクラップ	×	アルミ	×
銅	×	プラスチック	-

## ☆ 羅針盤

### 「プラスチックの輸出に係るパーゼル法 該非判断基準」の公表

2021年(令和3年)1月1日以降は、パーゼル条約の規制対象となるプラスチックの廃棄物を輸出する際に、事前に輸入国の同意が必要となります。具体的などのようなプラスチックが、当該特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物に該当するかについては、各条約締約国の解釈によるところとなりますが、当該プラスチックが規制対象に該当するかどうかを適切に判断することができるようにすることを目的として、環境省から10月1日に該非判断の内容が公表されました。今回は、その概要をご紹介します。尚、紙面が限られておりますので詳しくは、下記の環境省ホームページ(URL)からご覧いただけます。

<http://www.env.go.jp/press/press/files/jp/114830.pdf>

#### 【本基準による判断の対象】

改正附属書では次表(一社・資源プラ協会より引用)の様、廃プラスチックは附属書II(Y48), 附属書VIII(A3210), 附属書IX(B3011)の3区分に分類されております。

附属書改正(追加)	追加された廃プラスチックの種類	規制の有無	パーゼル法上の取扱い
附属書II	「特別の考慮が必要な廃プラスチック」を追加(Y48) - 附属書VIIIとIXに定める廃プラスチック以外の廃プラスチック - どの様な廃プラスチックが特別な考慮が必要な廃プラスチックに該当するかは各国の解釈に委ねられている	有	パーゼル法第2条
附属書VII	「有害な廃プラスチック」を追加(A3210) - 保有する物理的・化学的・生物学的な性質などに由来する有害性を有する廃プラスチック	有	パーゼル法省令別表第三
附属書IX	「非有害な廃プラスチック」を追加(B3011) - リサイクルに適した廃プラスチックの範囲を明示	無	パーゼル法省令別表第四

本該非判断基準は、規制対象外である附属書IX(B3011)に該当するプラスチックを明らかにすることで、規制対象である附属書II(Y48)との境界線を明らかにしております。

#### 【本基準の適用時期】

2021年1月1日以降に輸出入が行われるプラスチックに適用。

#### 【該非判断基準】

(1) 複数のプラスチック樹脂の混合がないものの該非判断基準 原則として下記のA~Dの条件を全て満たすものを、規制対象外(B3011)とし、A~Dの条件を満たすことが外見から確認できることが必要。

- A: 飲食物、泥、油等の汚れが付着していないこと
- B: プラスチック以外の異物が混入していないこと
- C: 単一のプラスチック樹脂で構成されていること
- D: リサイクル材料として加工・調整されていること

(2) 複数のプラスチック樹脂(PE, PP, PET)の混合があるものの該非判断基準 ポリエチレン(PE)、ポリプロピレン(PP) 又はポリエチレン



## 童謡『みかんの花咲く丘』の景色(2)

営業部 吉永 桂子

こんにちは。東京事務所の吉永です。今回は、この連載タイトルに童謡『みかんの花咲く丘』と入っている意味をご説明しながら、私の幼少期、熱海での生活について綴ってきたいと思います。

私が暮らしていたのは熱海市内ですが、熱海駅からはJR伊東線で2駅先の伊豆多賀という場所でした。熱海駅前の賑やかな観光地の雰囲気は一切なく、知っている人しか見かけない、のんびりとした山の中です。ご存知の方も多いと思いますが、伊豆半島東側は海沿いに国道と線路が並行するように走っていて、左側が海、すぐ右側には山々が続いています。私の家も海沿いの国道から山を登った先の、山の中腹にありました。周囲はどこにでもみかん畑があり、ミカンはいつでもそこにあるもの、という認識でした。もちろん買ったことはありません。子供同士で遊んでいると農家のおじいさんが持ってきて、いつでも食べさせてくれます。自宅には、ご近所の農家の方々からいただいた沢山のミカンが貯蔵庫のようなところに保存されています。あの頃は、みんな冬になると手のひらを真っ黄色にして毎日ミカンを食べていました。(そのため、今でもスーパーなどでミカンを「購入する」ということに違和感を覚えます。) 当時、子供達の遊び場所は沢山ありましたが、海辺で遊ぶことはありませんでした。(このことは、また次回以降に詳しく書きたいと思います。)

私たちは、いつも川や山の中を探検して遊んでいました。中でもお気に入りだった場所は、山の中腹が丘のように開けたところでした。そこには、廃線になった線路があったり、野イチゴや、食べられる草花・木の実がたくさんありました。探検し放題です。遊び疲れると、海が望める場所に座り、摘んだ野イチゴを食べたりします。そして皆で一緒に『みかんの花咲く丘』を歌うのです。私たちは、この歌はまさにこの場所のことを歌っているのだと思っていました。

みかん畑に囲まれた山の中腹から、海が地平線まで見渡せます。遠くにたくさん船が行き来しているのも見えます。まさにこの童謡の歌詞の通りの景色なのです。今回の連載をきっかけに、自然の中で自由に遊ばまわっていた子供時代を思い返していると、今でもはっきりと景色が浮かんできます。つくづく楽しい時代でした。ずっと都会にお住いの方々にはきっと想像もつかないでしょうね。

次回以降は、海のこと、災害のこと等を織り交ぜてご紹介したいと考えています。それでは、今回も読んでいただきありがとうございます。次回もよろしくお祈りします。

テレフタレート (PET) から成るプラスチックの廃棄物の混合物は、ペットボトルのボトル、キャップ、ラベルの混合物を想定した規定となっています。判断基準としては、原則として下記のA~Cの条件を全て満たすものを規制対象外(B3011)とし、A~Cの条件を満たすことが外見から確認できることが必要です。

- A: 分別され、ボトル、キャップ、ラベル以外のプラスチック樹脂や異物を含まないこと
- B: 洗浄され、飲料や泥等の汚れが付着していないこと
- C: 裁断され、フレック状になっていること